

産 地 第 3 9 号
令和 8 年 7 月 3 1 日

京都市住宅供給公社
理事長 旗 哲也 様
株式会社高島屋
代表取締役社長 村田 善郎 様
株式会社ニトリ
代表取締役 似鳥 昭雄 様

京都市長 松 井 孝 治

大規模小売店舗立地法に基づく届出に対する市の意見について（通知）

令和 8 年 2 月 2 7 日付けで届出のあった大規模小売店舗について、大規模小売店舗立地法（以下「法」という。）の規定により、下記のとおり通知します。

記

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

洛西ニュータウン・ショッピングセンター

（ラクセーナ専門店）京都市西京区大原野東境谷町 2 丁目 5 番地の 8

（高島屋洛西店）京都市西京区大原野東境谷町 2 丁目 5 番地の 5

（ニトリ洛西ラクセーナ店）京都市西京区大原野東境谷町 2 丁目 5 番地の 1 1

2 法第 8 条第 4 項の規定による市の意見について

現在の状況及び意見書の提出状況等に配慮するとともに、大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項に関する指針（平成 1 9 年経済産業省告示第 1 6 号、以下「指針」という。）を勘案し、届出書類等を総合的に検討したところ、本変更計画の実施による周辺地域の生活環境への影響は少ないと判断し、市は意見を有しないものとします。

3 付帯意見

届出者におきましては、以下の事項を実施していくことが望まれます。

- （1）今後も、法第 10 条に規定するところにより、周辺の状況や経済状況などの変化に伴い新たな問題が発生する場合であっても、周辺地域の生活環境の保持について適正な配慮を行い、当該大規模小売店舗を維持及び運営するよう留意すること。

(2) 積極的な地域貢献及び社会貢献の取組を通じて、施設利用者や地域住民に親しまれる施設運営に努めること。

意見理由

1 現在の状況（立地状況等）

当該商業施設は、都市計画法上の商業地域に立地している。

周辺の状況は、北側は郵便局及び京都エミナース、東側は公園、河川、道路を隔てて住居、西側は道路を隔てて緑地、南側は道路を隔てて住居が立地している。

2 説明会の状況

法第7条第1項の規定に基づく説明会においては、公告・縦覧期間において、店舗ホームページ及び店舗現地の掲示に代えて実施し、近隣住民や店舗利用者から計画に関する質問及び意見はなかった。

3 意見書

法第8条第2項の規定により提出された意見はなかった。

4 市の見解

今回の変更は、高島屋洛西店の営業終了に伴い、高島屋洛西店分の店舗面積、荷さばき施設、廃棄物等保管施設、届出上の営業時間及び荷さばき時間が減少となるものである。

高島屋洛西店の荷さばき施設及び廃棄物等保管施設については、同店の営業終了に伴い、今後車両の入退出や荷下ろし等作業が発生しないことから、周辺地域の生活環境への影響は少ないと判断される。